

清和大学における公的研究費に係る間接経費の取扱いに関する規程

(目的)

第1条 この規程は、清和大学（以下「本学」という。）における公的研究費に係る間接経費の取扱いに関し必要な基本的事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程における用語の定義は、次に掲げるとおりとする。

- 一 「公的研究費」とは、文部科学省又は文部科学省が所管する独立行政法人から配分される競争的資金等による公募型の研究資金をいう。
- 二 「直接経費」とは、公的研究費による研究の実施に伴い、研究計画の遂行に直接必要な経費をいう。
- 三 「間接経費」とは、公的研究費による研究の実施に伴い、本学の研究活動の管理・運営等に必要経費として、本学が使用する経費をいう。
- 四 「研究者」とは、公的研究費を獲得した本学の教職員等をいう。
- 五 「研究分担者」とは、研究代表者と協力しつつ、補助事業として研究活動の遂行責任を分担して研究活動を行う者で、分担金の配分を受ける者をいう。

(規程の準用)

第3条 前条第一号に掲げる以外の公的研究費等の交付を受けた場合においても、この規程を準用する。

(間接経費の譲渡)

第4条 研究者は、公的研究費を交付された場合、間接経費を本学に譲渡しなければならない。

2 間接経費の受入に係る事務は、総務課が行う。

(間接経費の執行・管理)

第5条 間接経費は、国が定める「競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針」（平成13年4月20日競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ〔平成17年3月23日改正、平成21年3月27日改正、平成26年5月29日改正〕）に基づき適切に執行しなければならない。

2 間接経費の執行・管理は、学校法人君津学園経理部長（以下、「法人経理部長」）が執り行う。

3 総務課は、当該間接経費の執行使途・計画について、予め学長の承認を得た上で執行するものとする。

4 総務課は、間接経費の執行に係る収支簿を作成し、間接経費を適正に管理しなければならない。

5 総務課は必要に応じ、同課が管理する間接経費の執行状況について、学長に報告するものとする。

(間接経費の繰り越し)

第6条 間接経費は、原則として、翌年度に繰り越すことはできない。ただし、科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金）による間接経費は、当該補助事業期間内に限り繰り越すことができる。

（使用申請）

第7条 研究者は、当該年度に譲渡した間接経費の一部について配分を希望する場合は、使用計画書を作成し、学長の承認を得なければならない。

（学外研究分担者への送金）

第8条 研究分担者が学外の研究機関に所属している場合は、本学は原則として学外研究分担者の分担金である直接経費の30%相当額の間接経費を送金するものとする。

（研究者の転出等）

第9条 研究者（研究分担者含む。）が他の研究機関等に異動する場合、本学は当該研究者の直接経費残額の30%相当額を間接経費として当該研究者に返還する手続きを行う。ただし、異動先の研究機関等が間接経費を受け入れない場合あるいは研究者が研究の廃止をする場合は、本学に公的研究費を交付した機関に返還の手続きを行う。

（実績報告）

第10条 間接経費の使用状況については、法人経理部長が、当該年度終了後、間接経費に係る実績報告書を作成して学長に報告し、本学に公的研究費を交付した機関に提出するものとする。

（その他）

第11条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別途定めることができるものとする。

（改廃手続）

第12条 本規程の改廃は、教授会の議を経て学長が決する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。